

平成 25 年 10 月 3 日付



野崎地平

税理士事務所ニュース

税理士・CFP・宅建主任者 野崎地平
〒852-8151
長崎市泉1-21-13
TEL 095-894-9201 FAX 095-894-9202
メールアドレス zei@nozaki-chihei.jp
ホームページ http://www.nozaki-chihei.jp

だいぶ秋らしくなってきましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。実りの秋、読書の秋、食欲の秋、スポーツの秋、どれもわくわくしますね！今回もお役に立つ情報をお届けいたします。お暇なときにでもご覧いただくと大変嬉しいです。



1、11月7日に消費税改正の研修会を行います。（詳細は別紙です）

来年、平成 26 年 4 月より、消費税率が 8%に上がることが決定しました。

今回の改正により、消費税の税収額は法人税や所得税よりも大きくなり、国にとって主要な税金（基幹税）になっていきます。

税務調査においては、消費税がこれまで以上に重要視される時代がやってきそうです。

研修会では消費税改正にどのように対応すべきかをお話しさせていただきます。

以下に大事なポイントをまとめてみました。

① 会社の納税額はどれだけ増えるのか。

5%のときの 1.6 倍になります！・・・となると、納税準備額は今までの 1.6 倍用意しておく必要が出てきます。毎月積み立てていくようにした方が良さそうですね。

② 来年 26 年 3 月末から 4 月にかけての取引について

（問題）26 年 3 月納品・引渡し予定であった商品が納期に間に合わず、4 月 1 日以降の納品・引渡しになった場合、消費税率は 5%でしょうか？ 8%でしょうか？

（答え）**8%**です。**一部の例外を除いて、予約や見積りは関係なく、納品日・引渡し日が 26 年 4 月 1 日以降となれば 8%になります。**

この場合、消費税 8%分をお客様からきちんといただくことができればいいのですが、もともとの見積の金額分しかいただけない場合には、会社はその差額分、利益を削る（損をする）ことになってしまいますので、注意が必要です。

来年 3 月から 4 月にかけての取引は納品日（引渡日）がとても大事になりますね。

③ 会計ソフトについて

税率改正に対応している会計ソフトに**買い替えるか、またはバージョンアップが必要**になります。詳しくは当事務所にお気軽におたずねください。

④ 書類の保存と記帳について

「消費税の納税額」は「預かった消費税」－「支払った消費税」で計算します。

本則課税という計算方法を選択している場合は、この「支払った消費税」を差し引くためには下記の要件を満たす必要があります。

① **請求書や領収証を保存していること。**

② **帳簿に相手方の氏名、取引の内容、日付、金額を整然と明瞭に記載すること。**

この①②の要件を満たしていないと、多額の消費税を納めることになりかねません。今後、税率が 8%、10%に上がることにより消費税の納税額は増えてきますので、書

類の保存、記帳の重要性が更に高まりそうです。
研修会では他のお役立ち情報もお話いたします。どうぞお気軽にご参加ください。

2、相続税の改正について



平成 27 年 1 月より、相続税が増税となります。
ちなみに、相続税の計算の仕組みは、以下の通りです。

遺産総額	−	基礎控除額	=	{	プラスの場合	→相続税が課税されます。
					マイナスの場合	→相続税はかかりません。

↓

基礎控除額とは、以下の算式で計算します。

26年未まで : 5000万円+1000万円×法定相続人の数

27年1月以降 : 3000万円+600万円×法定相続人の数

上記のとおり、平成 27 年以降は相続税の基礎控除額が大幅に縮小されるため、

- ① **これまで相続税が課税されなかった方にも課税されるケースが出てきます。**
- ② **もともと相続税がかかる方については、相続税額が増加します。**

今後はこれまで以上に相続税の知識や対策が必要になってくると思います。
当事務所では、相続税の試算やアドバイスも行っております。
ご相談などがありましたら、ご遠慮なくお声をおかけください。

3、年末調整について

早いもので年末調整の準備を進める時期になってきました。**10月中旬には税務署から年末調整関係の書類が入った大きな茶封筒が届きます。**当事務所からも同じく10月中旬に年末調整書類の書き方などをわかりやすくまとめたご案内をお送りする予定です。

年末調整についてわからないことなどございましたら、どうぞお気軽にご連絡ください。

4、経営理念・経営計画をつくりませんか？

日本は世界的に見て創業100年以上の長寿企業がとても多いそうです。
その長寿企業の共通点の一つが「経営理念があること」だそうです。

経営理念は会社活動の根幹をなすものであり、大会社に限らず、中小零細企業においても非常に重要です。

経営者、社員の行動判断の規範にもなり、取引先やお客様には会社の姿勢を示すことができます。経営理念があるのとないのとでは、将来に大きな差が出てくると思います。

経営理念・経営計画作成のサポートもしております。一緒に作ってみませんか？



5、便利な「マイ顧問」をどうぞご利用ください！

- ① 税務・経営・労務・助成金などに関する**正確な情報がいっぱい**。
- ② **メールを使っていなくても**、簡単に文章や試算表などのデータやエクセルやワードの帳票のやり取りができる。

「マイ顧問」というインターネットのシステムを導入しております。

当事務所のお客様は無料でご利用できます。ご興味がある方はお気軽におたずねください。



研修会のお知らせ

平成 25 年 10 月

消費税改正の対応について、研修会を行います。

消費税が来年、平成 26 年 4 月から 8% になることが決まりました。

この税率改正にどのように対応したらいいのか、わかりやすく、お話しさせていただきます。

消費税改正の他には、年末調整の注意点などのお役立ち情報をお話しする予定です。
どうぞ、お気軽にご参加ください。

記

日 時	平成 25 年 11 月 7 日 (木) 午後 2 時～午後 4 時
場 所	長崎市立図書館 新興善メモリアルホール 長崎市興善町 1-1 電話 095-829-4946 (裏面の地図をご覧ください)
内 容	① 平成 26 年 4 月からの消費税改正の内容、対応方法 ② その他のお役立ち情報
講 師	野崎税理士事務所 野崎地平
参 加 費	無料です。どなたでも大歓迎です。



宛先 野崎税理士事務所 ファックス 095-894-9202

11/7 の研修会に参加いたします。

会社名	
お名前	
電話番号	
ファックス番号	
住 所	

ご参加の方は、**10月25日(金)**までに、

ファックス、電話、メールのいずれかによりご連絡くださいますよう、お願いいたします。

〒852-8151 長崎県長崎市泉 1-21-13

野崎地平税理士事務所 野崎地平

メールアドレス zei@nozaki-chihei.jp

電話 095-894-9201

ファックス 095-894-9202

研修会会場

日 時 平成 25 年 11 月 7 日 (木) 午後 2 時～午後 4 時
 場 所 長崎市立図書館 新興善メモリアルホール
 長崎市興善町 1-1 電話 095-829-4946

